

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第13号

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年茅ヶ崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「小児」とは、茅ヶ崎市の区域に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。

第2条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）においてこれと異なる算定方法が定められている」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条を次のように改める。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小児（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している者
- (4) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる者

第4条中「小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者」を「対象者」に改める。

第5条第1項中「児童の」を「この条例による」に、「助成する額」を「前条の規定により算定された額」に改め、同条第2項中「認めるときは、」の次に「前条の規定により算定された額を」を加え、同条第3項を削る。

第6条中「児童の」を「この条例による」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。